

平成24年度 第2回 吹田市障がい者施策推進委員会 議事要旨
(2012年度)

開催日時：平成25年2月15日(木) 14時00分～15時20分

開催場所：吹田市文化会館(メイシアター)1階 集会室

出席者：障がい者施策推進委員会委員

矢野委員長 渡邊委員、井岡委員、山本委員、谷合委員、由佐委員、馬垣委員、
鴨井委員、播本委員、平形委員、牧野委員、山口委員、江口委員、倉本委員、
松本委員、梶谷委員、平野委員、

欠席委員：青木委員、坂田委員、春藤委員

事務局

守谷理事、齋藤次長、橋本所長、村上所長、吉田所長、田淵室長、藤岡参事、
岡本参事、宮田総括参事、大市参事、橋本主幹、米崎主幹

会議次第：1 開会

2 案件

- (1) 吹田市障がい者施策推進委員会について
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の概要について
- (3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)施行後の状況について
- (4) (仮称)「くらしの場」整備について

配付資料：

資料1 吹田市障がい者施策推進委員会 設置要領と設置規則対照表

資料2 吹田市障がい者施策推進委員会 委員名簿対照表

資料3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法)の概要

資料4 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)施行後の状況について

資料5 (仮称)「くらしの場」整備について

議事要旨：

1 開会 委員長挨拶

2 案件

- (1) 吹田市障がい者施策推進委員会について

委員長 それでは第1案件の吹田市障がい者施策推進委員会について事務局から説明してください。

事務局 《資料1、資料2について説明》

委員長 障がい者施策推進委員会について設置を明確にするということですね。まず市の附属機関とすることは、特に問題はないかと思いますがいかかでしょうか、よろしいですか。

委員長 次に委員の追加、削除について、前回新しい委員への追加の提案があり、市のほうで検討されました結果委員を追加し、市職員の委員を削除することについて、ご意見ございますでしょうか。よろしければ提案どおりといたします。

委員長 3番目に附属機関となりました委員会の委員の委嘱期間につきまして、事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

委員長 よろしいでしょうか。それでは事務局の提案のとおりとさせていただきます。どうもありがとうございます。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の概要について

委員長 それでは第2案件の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の概要について事務局から説明してください。

事務局 《資料3について説明》

委員長 以上事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

A委員 4月から難病等が対象ということで、一昨日ですか都道府県の担当者会議が開かれ、追って大阪府からその内容が下りてくるとありますが、難病の方で福祉サービスの対象となられる方は何人ぐらいおられますか。対象疾患が関節リュウマチとか100ぐらいありどの程度見込まれていますか。今まで難病のサービスを利用されていた方は4月以降は自動的に障がいのサービスに移ることになるのですか。

委員長 今の質問についてお答えをお願いします。

事務局 難病の方がどれくらいサービス利用が見込めるかにつきましては、難しいのですが、結構な率で身体障がい者の手帳を取っておられまして、今回の法改正をまたずに利用されておられます。現在難病だけで、手帳がない方で難病の単独サービスを利用されている方を加味いたしましても、2桁いくかどうかぐらいかと思えます。ただ利用できることが周知されることによる増加につきましては、予測ができないのが現状でございます。

現在、利用されている難病のヘルプサービス等につきましては、国、府からの通知で廃止をするとされておりまして、自動的にというわけではございませんが、ご本人に説明をしてご案内をさせていただくことを考えております。現在2人の方が利用されております。

委員長 2桁いくかとのことでしたが、よろしいでしょうか。他に質問ございますでしょうか。

B委員 障がい者の範囲が増えたのとですが、関節リュウマチと後どのようなものがありますか。

事務局 いわゆる特定疾患ですが、数は130の疾患が指定されております。クローン病、劇症肝炎、サルコイドーシス、重症筋無力症等があります。これにつきましては範囲の拡大は今後も行われていくと考えられます。

委員長 他にございませんか。この130の疾患はホームページで見られますか。

C委員 見られます。

委員長 それでは第2案件はよろしいでしょうか。

(3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
施行後の状況について

委員長 次に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）施行後の状況について事務局から説明をお願いします。

事務局 《資料4について説明》

D委員 虐待者の内訳に養護者の場合は分かるのですが、施設の職員というのはどういう状況なのか、現在、高校の体罰が問題となっており、目に見えないものが表面化している実態がございます。虐待と体罰は紙一重と思われます。内容をお聞きしたい。またこの数字が本当にこういうものなのか、水面下にまだあるのではないかなど、今後の取り組みをお伺いします。

委員長 今後の対応もありますので説明できる範囲でお願いします。

事務局 個別のことでお伝えできることとしては、件数は4件ですが、4事業所で起こっているわけではなく1つの事業所であったとしても、複数の通所者の方に対する暴言的なことが、複数の通所者の方にとっては耐えられない虐待であるということもあります。また1件については確実な通報でないため虐待と認定しておりませんが、警察等に通報が必要な身体的虐待があったというわけではございませんが、精神的虐待として是正をお願いしましたという部分がございます。

委員長 他に質問、ご意見ございますか。

A委員 確認ですが、障害者虐待防止法の対象年齢は18歳から64歳、18歳以前は児童、65歳以上は高齢者の虐待防止法で対応ですね。児童虐待防止法で例えば18歳未満で障がい児であるとの通報や事実確認をされた場合は障がい福祉室も連携して行っていくとの流れでよろしいですか。

事務局 委員のご指摘通り、18歳未満は児童虐待防止法が優先で、65歳以上は高齢者で、DVに関してはDVとしての対応が主担となります。ただ、高齢者虐待との通報があっても、お話をお伺いすると50歳代であり、こちらで対応するということもあり、児童も児童の虐待だけの問題でなく、親御さんとか、回りの環境がございますので関係課と連携して対応してまいります。

A委員 障がい者が65歳以上になられた方はまだまだ少ないので、それほど割合は多くはないと思いますが、障がいの範囲がどこまでかということもあるのですが、児童虐待防止法もありますが、障がい児をどう支援していくのか、例えば分離が必要な場合もあるかも分かりませんが、障がい児として状況を含めて見ていく必要があり、法律では所管が分かれますが、手帳を持っているかどうかだけでなく、児童も含め対応できれば、ありがたいなと思います。もう一つ、ネグレクトで実際関わったケースでは親御さんの一人が亡なくなられて、特にお父さんお一人が残って、障がいのある方を養育されていると難しい問題がでてくる場合があります。食事やお風呂で場合によってはネグレクトといわれる状態にどうしても陥ってしまうことがあったりします。施設の職員も家庭状況を把握しておりますが、放置していいことではなく、経済的な状況では生活保護もありますが、年齢の高い方は嫌がることもあります。本人の障がい年金とお父さんの年金で生計を立てており、本人の年金がお父さんの生活費にも回っていると経済的な虐待にもなります。そういう実例をケースワーカーにも相談しており、全体的な支援が必要な場合があります。これから、介護者、本人の年齢も高くなっていくので、まだ、60歳以上の方の割合は少ないですが、これから増えていき、家庭の困難状況が増えていくなかで、意図的に虐待するのではなく、そのような状況になってしまうのであり、虐待との形が出てきてから解決するだけでなくその前に、支援についてどんな手立てがあるか議論ができればと思います。

事務局 この法律の正式名は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」であります。虐待に対応するだけでなく、虐待となる過程を重視して、それがなくなる支援をしていくのが主旨でありますので、おっしゃられておりますネグレクトでも逆に虐待者といわれる方が大変な状況であり、その方をどう支援していくのが今後の課題であると認識しております。児童につきましても、健常のこどもでありましても、虐待をしている母親が障がいの場合もございますので、積極的に関わっていきたいと考えております。

委員長 他にございますか。

C委員 50歳代の当事者の方が約330人います。親御さんは70歳を超えられており、経済的にも身体的にも大変な状況であります。障がいのある方で虐待を受けた方が、知的と精神の方が多く、目に見えるあきらかな障がいとは認識しない社会の通説があり、私が関わったなかでも、3件ほど知的障がいの方が市民から差別を受けられました。1つは中学生たちから、障がい者施設に隣の公園から石を投げられ窓を割られたことがありました。障がい者の日もありますが、虐待にいたるまでに、障がいのある方に対する理解の施策なり研修なりの市民啓発が大事なかなと思います。虐待防止法だけでは、解決しないのではないかと感じましたので一言だけ付け加えさせていただきます。

委員長 他にございますか。

E委員 通報義務の規定はどうなっていますか。

事務局 市民すべてに通報義務があると明記されておりますので、どなたも通報してくださいと、広報及び啓発に努めております。

委員長 それでは第3案件はよろしいでしょうか。

(4) 案件4 「くらしの場」整備について

委員長 それでは案件4の「くらしの場」整備について事務局よりお願いします。

事務局 《資料5について説明》

委員長 質問がございましたらお願いします。

D委員 グループホーム等に市有地を有償で貸与となっておりますが、吹田市の市営住宅をグループホーム等に活用されている例はあるのですか。

事務局 はい、市営住宅につきましても府営住宅と同様に目的外使用として提供させていただいております。

D委員 大体で結構ですので、市営住宅はどれくらいありますか。

事務局 市営住宅は5、6か所くらいあるかと思えます。

D委員 今私の地区にもございますが、施設だけの運営でなく、地域との結びつきが一番大切であるかと思えます。今一番心配されておりますのが、まず地域に進出されたときに地域の理解がまだまだ乏しい、いろいろな心配されて反対の声も当初はございました。時間の経過の中、なんとか地域の中で施設が運営されているという形になっておりますが、その背景にはお世話されている方に十分にお世話が行き届いているかとの心配がございます。

特に今グループホームの火災がマスコミをにぎわせており、こういったことができますと、公営住宅でグループホームで生活されておりますが、こういう事故に対する万全な管理が大丈夫であるか、防災関係では防災がらみの支援が言われていますが、日常生活の中で発生する事故や火災等について大丈夫なのか、運用はどうされているのか、指導がもっと必要ではないかと思えます。

実際では地域の自治会等がいろいろと交流を図りながら、そのような状況を見定めておりますが、まだまだ施設の運営の仕方や世話人さんの数や時間帯に心配もあ

- す。その点についてはどのようにされておりますか。
- 事務局 グループホーム等の認可にあたり、火災報知機等火災設備は消防本部で確認されており、スプリンクラーの設置についてはすべてのところに設置は困難かと思われるが今後の課題と考えております。
- D委員 公営住宅では一般の家庭と同じであるので、スプリンクラーはありません。実際には、日常生活での火元の管理が必要ではないでしょうか。なかなか世話人の方の確保が難しいようで、そのあたりをきっちり管理していくことが地域の信頼につながっていくのではないかと思います。
- 事務局 障がい福祉室といたしまし、事業所さんへ通知なりお願いして事故が起こらないよう努力していきたいと考えております。
- D委員 AEDを設置している施設があると聞いていますがあるのでしょうか。
- 事務局 AED設置の調査は行っておりません。各施設から来られている委員でそのへんの状況をお聞かせいただけますでしょうか。
- 委員長 学校等にもほとんど配置されておりますね。
- F委員 施設独自の取り組みとして第2さつき作業所は50人規模であり、設置しております。救急のときの訓練で一番いいのはAEDです。独自では広めようとしていますが、費用面のこともあり、グループホームには現状では配置できておりません。
- B委員 3点お伺いします。まずこのケアホームはどのくらいの人数的の方が利用できるのでしょうか。平成何年度の完成ですか。また1か所だけの整備予定ですか。将来的に増やしていくのでしょうか。
- 事務局 大阪府の指導がありまして、10人以上になるケアホームが作れませんので、20人規模ですが、2棟を考えております。できればショートステイを併設したいと考えておりますので、土地的には1000㎡ぐらいが必要と考えております。完成時期は、土地が決まりましたらなるべく早く、最短で平成27年4月にはオープンしたいと考えておりますが、まだ土地が決定しておりません。箇所数ですが、くらしの場として、ただのケアホームだけでなく24時間体制でご家庭で困っているとき電話で相談できる地域の拠点として考えております。それでは1か所では無理であろうとのことで、理想ではございますが、可能であれば市内を4つぐらいに分けてできればいいなと考えております。
- 委員長 他に質問ございますか
- C委員 私の法人でも市内各地に日中の場とか、独自の拠点施設を作っております。自分の持っている、土地であればまだ地域との話し合いはいいのですが、行政にお借りしている場合は厳しいことがあります。よく火災のことをいわれます。関係があって消防庁とも話をいたしました。障がいのある人の出火率はごくわずかであり、多くは寝たばこが原因です。障がいがある方が火災をだすということではなく、地域のなかで火災が起こることはお互い大変なことです。みんなで対応しようとの認識をお持ちいただきたいと思っております。
- 委員長 他に質問ございますか。
- A委員 理想でいえば何か所かできればいいのですが、経営戦略会議も見させていただいたのですが、障がい福祉計画の数値目標だけでなく、障がいの重い方を含めて頑張っていくと答弁がありました。今の国の制度にない障がいの重い方への制度を、早急に具体化していくことが大切です。数値目標との兼ね合いからも障がいの重い方を含めて計画していく必要があります。こういったものは場所等の支援がないとできません。このような施設をどのように作っていくかが、福祉計画とも関わってきます。施設を建てる費用はなんとかしても、運営費が国の基準ではとても低いです。ケアホームの前提として、平日の日中は誰もいないとして計算されているので、体調管理の関係で日中もケアホームにいれば体制が必要であり、24時間の体制を取るのであれば、一定の補助が必要です。補助制度をどのように作っていくのか、委員会の位置付けが上がるのであれば、中身に関して既存のケアホームに広げられないかを含めこの委員会で議論できればお願いしたいと思います。

C委員 グループホームに関しまして、公営住宅以外はオール電化にしていますが、行政的な支援はありません。また公営住宅は構造上から改装の許可ができません。自助努力をしていることをつけ加えさせていただきます。

委員長 それでは第4案件はよろしいでしょうか。その他なにかございますでしょうか。

D委員 お礼ですが、社会福祉協議会で、カンのプルトップなど集めまして、2台目の車椅子をいただくことになりました。だんだん地域に浸透してきて、中学校でもペットボトルのふたをトラックで運びきらないほど集めてくれました。ありがたく感謝したいと思います。施設で若い人たちが資源ゴミの回収をしてると聞きまして、さつきさんですか、そういうお話を自治会に流させていただき、十何件かの協力があり、その後それを見て何人も追加の希望がでてきました。施設の取り組みに手助けできるということと伴に、地域でも年配の人たちが下まで運ばなくてもいいと助かる、お互いが助かるという形で、施設と地域の繋がりがでてきました。これからも施設と地域のつながりを深めていきたいと思います。

委員長 他にないようでしたら、第2回吹田市障がい者施策推進委員会を終了します。